

## 2015 年第四回定例会 一般質問

品川・生活者ネットワーク 田中 さやか

品川・生活者ネットワークを代表し、通告順に従って一般質問をいたします。

**はじめに保育園・幼稚園・学校給食の食材について伺います。**

品川区では手作りにこだわった給食を提供しており、その際に食品添加物や遺伝子組み換え食品、農薬をなるべくさけた食材を使用するよう区は基本としています。

給食は成長期の子どもたちにとって体を作るため、そして午後の活動を支えるための大切な一食です。

過去の答弁では給食の食材料の選定基準は、学校給食のマニュアルで対応しているとの事でしたが、一方で給食食材業者の選定等は、学校や園の判断に任されているということをお伺いしました。

このたび、数校の学校給食試食会の資料を読んだところ

「米・野菜・果物・大豆・肉類など可能な限り国産品や、有機栽培の物を使用。少しでも農薬の少ないものを産直しています」「練り製品は、無添加の物を使用しています」などと、それぞれの学校が使用する食品に対しての安全を謳う表記がありました。

給食を通しての食育を考えると学校がメニューなどに創意工夫をするための業者選定の自由は確保されるべきと考えますが、一方で子どもたちにとって学校給食の重要性を考慮すれば、最終的に食材選びにも責任を持つのは品川区の役割と考えます。

各学校が選んだ業者が区の示す食材料の選定基準に添ったものを納入しているかどうか、品川区としてはどのように点検を行っていますか？

例えば「低農薬の野菜を使用している」という学校の野菜が、本当に低農薬の野菜を使用する事が出来ているのかという事です。

Q：業者が生産者から「企画書・規格書」を定期的に提出させ、そのチェックを区が行っていることと考えますが、具体的な点検方法・頻度も含めてお答えください。

食材料の選定基準には「食品添加物を使用した食品や遺伝子組み換え食品、農薬は可能な限り避ける」と明記されています。

Q：「可能な限り避ける」という文言からもう少し踏み込み、例えば「農産物は有機栽培または低農薬の物を原則使用」「加工食品は合成添加物、原則不使用」「遺伝子組み換え食品は原則として使わない」など具体的な指針を示すべきと考えますが、区の見解をお伺いします。

**給食食材の放射性物質検査について伺います。**

品川区では2011年度から食材の放射性物質検査を実施しており、2014年度からは1校あたり年間2回のこれまでの検査に加え、ストロンチウム検査も年間1回追加し実施しています。

この区の取り組みは区内の保護者を始め、区外の方からも評価されています。

内部被曝を警戒する事は、子ども達を甲状腺癌から守る事にも繋がります。  
子どもたちの甲状腺の異常は、福島県以外の地域でも起こってきています。  
千葉県柏市では市の助成を受けて測定した 199 人中 116 人に甲状腺異常が見られました。

品川区の子どもたちが移動教室で向かう栃木県日光市では、当時 0～18 歳だった子どもたちを対象に行われた甲状腺検査では 1713 人中 924 人に甲状腺異常が見られたと日光市の HP で掲載されています。

給食の放射能測定は、子どもたちへの内部被曝を危惧する多くの保護者から、安心できる材料だと評価され、今後も是非、継続して欲しいとの声が多くとどいています。  
生活者ネットワークとしても検査の継続に加え、検査の方法をより前進させる為に、以下を強く要望致します。

原発事故から 4 年が過ぎ、放射性物質を吸収しやすい食材も明らかになってきています。  
放射性物質を吸収しやすい食材の一部として、キノコ類やレンコン、さつまいもなどの根菜類。豆類、栗、ミカンなどの果物、そして、汚染水による海洋汚染により被害にあっている海産物が挙げられます。

これらは産地を問わず、未だに放射性物質が検出されています。  
一方で放射能汚染地帯となってしまった東北、関東の中でも、風向きにより放射能汚染を免れた地域や、安全な食材を提供する為に並々ならぬ努力や対策で、放射性物質を作物に吸収させないよう生産努力を続けている農家の方々もいます。

品川区では子どもたちの食育の一環として、園庭や校庭でミカンやサツマイモなどを育て食しています。残念ながらこれらも放射性物質を含みやすい食材です。子どもたちが育てた食品の単体測定も行い、子どもたちが楽しく食について学び、安心して収穫した食材を食べられる様に、環境を整えたいと考えます。

食材の単体測定を行い、数値を公表する事は「安全性の可視化」です。  
食材の単体測定は内部被曝から子どもたちを守る事以外にも、  
放射性物質を作物に吸収させないよう努力を続けているにも関わらず、原発事故に近い地域という事で風評被害に苦しむ農家の方や、水産業者の方、その地域の方たちの力にもなります。

Q：その為に①現状の丸ごと検査に加え、放射性物質を検出しやすい食材や、よく口にする主食の米等の単体測定を実施すること。

Q：②校庭、園庭などで子どもたちが育て、収穫し、食す食材についても、単体測定を行うことを強く要望致します。区の見解をお示してください。

次に、すまいるスクールについて伺います。

すまいるスクール条例が第3会定例会で賛成多数で可決し、制度改正に向かうこととなりました。  
そしてすまいるスクールの事業内容の見直しという通知が保護者に送られ、詳細が決まらない状況

で学校説明会が行われています。利用手続きについては来年 2016 年 1 月以降に詳細をお知らせする予定とのことと記されています。

Q：放課後等対策事業として必要度の高かった児童の保護者にとっては、時間延長がされればすべて良しというものではありません。学校説明会では統一した説明がされなければ混乱を招きます。職員には事後に報告というケースが多々あると聞きますが、子ども未来部として児童館館長や指導員とどういった場で合意が諮られてきたのか詳細をお知らせください。

規則で細かなところを決めていくと思いますが、その内容について以下 4 項目について確認をします。

Q：一つは、現在、就労か否かがあいまいのまま 6 時まで利用ができていたり、利用カードを持っていても帰ってしまうお子さんがいるケースもあると聞いています。就労中の保護者が安心して働く事の出来るよう、現在の運用で改善すべき点はどこなのかお知らせください。

Q：二つ目は、条例審査の折に低所得者減免は検討していると言われましたが、具体的に対象者の条件と基準をお知らせください。

又、多子減免は検討していないというお考えでしたが、多子減免は実施する方向で検討ください。例えば 3 年生と双子の 1 年生といった場合、18 時まで利用すると 39,000 円×3 人で年間 117,000 円となります。双子という兄弟も最近は多く見受けられます。見解を伺います。

Q：三つ目は、利用料の納付の方法ですが、11 月 7 日の学校説明会では半年ごとの年 2 回と説明されました。年間 39,000 円、51,000 円となると一度の負担が多いと思います。17 時、18 時、19 時の利用の納付方法を伺います。また、子どもがすまいるスクールになじむかどうかもわからないのに、半年先まで利用料を払うのかという「ためらい」の声が届いています。利用しなかった場合の返金システムはあるのでしょうか。実情に合わせて柔軟な変更も必要と思いますが、見解を伺います。

Q：四つ目は、補食、おやつについて伺います。

全校一括で食材調達から配送まで委託業者方式にすると聞いています。延長を希望する子どもの数の調査をしないで契約するのでしょうか。

契約はいつごろまでにどのような契約方法をとるのかお知らせください。1 回分の補食の単価、補食の内容について区はどのような基準を条件とされるのか。併せて伺います。

次に、いじめ防止対策推進条例と義務教育学校について伺います。

2015 年、本年より開催されている区長と教育委員で構成する、総合教育会議に関連して「いじめ防止対策推進条例と義務教育学校」について以下質問と要望をいたします。

**最初に総合教育会議の議事録資料の公開について伺います。**

6月9日開催の第1回会議において会議の公開について確認がされました。この中で、会議は原則公開、会議録はホームページ等で公開する。会議中の資料は、傍聴者には閲覧用として提供する。コピーが必要な時には、情報公開請求をすることが、同意了承されました。

会議中、傍聴者が閲覧している資料が議事録公開と一緒に、なぜ公開されないのでしょうか。

品川区の「子ども子育て会議」や「小中一貫教育推進委員会」ほかにも、傍聴時に資料を回収する会議はありますが、議事録公開と同時にその会議で示された資料はすべて公開されています。

Q：総合教育会議においても議事録と同時に資料が公開されることを求めます。見解を伺います。

**次に、いじめ防止対策推進条例について伺います。**

9月8日に開催された第2回総合教育会議でいじめ防止対策推進条例の考え方が、案として提案説明されました。条例案について区は、素案の公表も、区民の意見募集であるパブリックコメントも行わないまま、来年の第一回定例会に議案を上程する方針といたします。条例といえば区民生活に直接かかわる問題です。

過日の決算特別委員会でも、事前に条例案の情報が議会に出されなかった「すまいるスクール条例」に対して、複数の議員が異を唱えたことは議会として当然のことです。

ましてや全国的にいじめが起こっている中でも、自ら命を絶つ事件を起こしてしまった当該自治体として、教育委員会と行政内部で条例を検討し、立法機関である議会が条例案の内容を上程前に議論する機会もないのであれば、議会の責任も問われる事態であると考えます。

子どものいじめ防止条例であれば、子どもの権利を守り抜くために、子ども同士、教師と子ども、子どもと家族、そして子どもと地域の間でも、条例について、広く議論をする場が保障されることは不可避です。

どうしたら未然にいじめの芽を摘むことができるのか、解決主体としての子どもの視点を持ち、子どもも参加し、どういったケースにおいても、子どもの最善の利益実現のために、何ができるのか、何をすべきなのかに立ち返って条例を検討していくことが重要であることは、生活者ネットワークは言い続けてきました。

会議資料によれば、条例案の構成は、目的、基本理念、対象は（区立学校）、責務・役割は（区、教育委員会、学校、教職員、保護者、地域、関係機関等）となっており、子どもが主体であるという考え方が抜け落ちています。

往々にして、いじめの被害者と加害者の対策が優先されがちですが、その原因や傍観者である子どもたちに寄り添い、目が向けられる条例であることが望まれます。

Q：子どもの権利条約に基づき、人権侵害に対しては、適切な救済を求めるものとするなどの内容を盛り込むことを求めます。区の見解を伺います。

Q：たくさんの方の意見を聞き、条例を共有するために、素案の公開は欠かせないものと考えています。拙速に議案の上程をするのではなく、素案の公開と区民意見募集制度を実施することを求め

ます。見解を伺います。

過日、10月10日から11日にかけて、今年で14年目を迎える「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウムが、西東京市で開催され、参加してきました。

全体会に続き、子ども相談・救済、子どもの居場所、子ども参加、子ども条例、など7つの分科会で全国事例を交えて、充実したシンポジウムでした。

この中で、子どものいじめ相談・救済の分科会で発言された兵庫県三木市では、子どものいじめ防止条例を根拠に「こどもいじめ防止センター」を実施しているが、いじめに特化した条例のため、子ども全般の救済に取り組むことができないというジレンマがあると伺いました。いじめ条例を持つ、もう一つの自治体からも同様の発言がありました。

いじめ防止は重要ですが、子どもたちを取り巻く環境にはほかにも「虐待」「不登校」「貧困」など様々あります。それらを網羅的に解決するためには、子どもの権利条約が推進され、子どもたちの意見を反映した、子どもにもやさしく、すべての人にもやさしいまちづくりとしての「子ども条例」に共感します。

品川区の条例の策定を通して、権利救済や相談、普及啓発など具体的にすすむよう、じっくりと議論が繰り返されることを重ねて要望します。

**次に義務教育学校について伺います。**

9月8日開催の第2回総合教育会議において、2016年4月より学校教育法の一部が改正施行される旨の説明がありました。会議議事録によれば、中島教育長は品川区内の6つの施設一体型一貫校は来年4月のこの法改正と同時に、新しいシステムである新しい学校種である義務教育学校としていくのが、学校の特徴から考えても、一番いいのではないかと考えて発言しています。この発言を受けて、区長が「義務教育学校の動きについて、各委員さん、フリーなご意見をいただければと思います」と意見を求めています。つまりここで行われたのは正式な議論でなくフリーな意見交換です。

Q：第3回定例会に小中一貫校6校を、9年を通した「義務教育学校」に位置づけるための条例の一部改正の議案が送付されました。正直、区民として唐突感があると思います。

義務教育学校に位置付けるメリット・デメリット、子どもにかかわる諸課題について、保護者、地域住民への説明など、議案上程までにどのような準備をすすめて来られたのか具体的に伺います。

Q：現在一体型小中一貫校では、中学入学時は学校選択が可能ですが、義務教育学校となれば転校となるのではないかとこの当事者の懸念があります。また9年を通した学校という事は、小学校終了時の卒業式は行わないのか。来年入学児童の希望校申請は10月末に終了しているので、事情を知らずに一貫校を希望した保護者の懸念もあります。

小中一貫教育を制度化することを品川区は国に求めてきました。それが今、制度として法改正に至ったとはいえ、住民の理解も合意も図られることなく進めてしまう、行政運営は見直すことを求めます。見解を伺います。

**最後に品川区配偶者暴力対策基本計画について、施策の進捗状況についてうかがいます。**

配偶者による暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であると同時に、被害者の命に係わる犯罪でもあります。近年はようやくその本質が社会的には理解されてきました。しかし、一般的な理解はまだまだ低い現状があり、「父親の母親への暴力を見せるだけでも子どもへの暴力となる」などの考えが認知されたのはつい最近のことです。そして、今でも3日に1人の女性が、配偶者の暴力によって命を落とすという現状があります。

品川区は改定版「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、計画が実施に移されて半年以上が経過しました。以下、その進捗状況について伺います。

Q：第一次の計画が始まってから現在に至るまで、DVについての相談件数と具体的な支援までに至った件数を教えてください。

Q：計画に謳っている「被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備」について具体的にどのように行われているのか伺います。

たとえば、被害者が加害者から逃げてきたときの一次避難の時期を過ぎ、被害者の次の生活の立て直しに向けてどのように当事者の希望に寄り添い、住居の選定・就労支援などを行っていますか？

Q：今までの生活を断ち切り、次の暮らしを始めるにはさまざまな問題が絡みます。住居や仕事だけでなく子どもの学校、年金や医療保険などをどうやって継続させていくのかなど区役所に関わるだけでも複数の問題が発生します。これらをスムーズに解決するためには庁内の連携が必要になります。連携についてはどのように工夫し、実行されているのか具体的に教えてください。

Q：また、支援について庁外の関係各所との連携はどうなっているか、どこと連携しているかも含めて伺います。

Q：最後に最初の計画策定から5年近くたった現在、今後に向けた課題はどこにあるか品川区としてのご見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。